

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年9月7日(2017.9.7)

【公開番号】特開2016-43607(P2016-43607A)

【公開日】平成28年4月4日(2016.4.4)

【年通号数】公開・登録公報2016-020

【出願番号】特願2014-170353(P2014-170353)

【国際特許分類】

B 4 1 J 2/175 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 2/175 1 1 9

B 4 1 J 2/175 1 5 1

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月25日(2017.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体収納容器を所定の方向に沿って開口部から取り外し可能に装着する装着部と、前記液体収納容器と嵌合することにより、装着された前記液体収納容器を前記装着部に係止するロック部材と、を備え、

前記装着部は、前記液体収納容器を装着する際の前記所定の方向に対する前記液体収納容器の姿勢の傾斜を規制する規制部を備えることを特徴とする液体収納容器の保持部材。

【請求項2】

前記規制部は、前記装着部の内面とこれに対向する前記液体収納容器の外面との隙間が、挿入方向に関して部分的に狭くなるように設けられた部分であることを特徴とする請求項1に記載の保持部材。

【請求項3】

前記規制部は、前記所定の方向に関して、前記装着部の開口部の開口面よりも、前記装着部の奥側に位置付けられていることを特徴とする請求項1または2に記載の保持部材。

【請求項4】

前記規制部は、前記所定の方向に関して、前記装着部の開口部よりも前記装着部の奥側に最大突出高さ部分を部分的に有する突起として設けられていることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の保持部材。

【請求項5】

前記規制部は、前記所定の方向に関して、前記装着部の開口部よりも前記装着部の奥側に最大突出高さ部分が延在する突起として設けられていることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の保持部材。

【請求項6】

前記規制部は、前記最大突出高さ部分に至るまで、前記開口部側から挿入方向に向かつて高さが次第に高くなるスロープ状に形成されていることを特徴とする請求項4または5に記載の保持部材。

【請求項7】

前記規制部は、前記所定の方向と交差する方向に関して、1つ設けられていることを特

徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の保持部材。

【請求項 8】

前記規制部は、前記所定の方向と交差する方向に関して、複数設けられていることを特徴とする請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の保持部材。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の保持部材を、前記保持部材に装着された前記液体収納容器と流体連通可能に装着するプリントヘッド。

【請求項 10】

請求項 9 に記載のプリントヘッドを用いてプリントを行うことを特徴とするプリンタ。